

令和8年7月1日スタート



東大阪市 パートナーシップ制度

東大阪市は、性別等に関わらず全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組の一つとして、「東大阪市パートナーシップ制度」を実施しています。

パートナーシップ制度とは？

双方または一方が性的マイノリティ当事者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係にあることを市に届出し、市が届け出た事実を証明します。証明により法的な効力が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。

届出されたお二人には審査のうえ、証明カードを交付します。希望者は、証明カードに子または親を記載することも可能です。

東大阪市が交付するパートナーシップ届出証明カード

<表面>

交付番号

 **パートナーシップ届出証明カード**

東大阪市パートナーシップ制度実施要綱に基づき、届出を受理したことを証します。

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

 年 月 日 印

東大阪市長 〇〇 〇〇

<裏面>

この証明カードの提示を受けられた方へ

この証明カードは、東大阪市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを届け出たことを証することにより、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。この証明カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

子の氏名 〇〇 〇〇 様(年 月 日生)

親の氏名 〇〇 〇〇 様(年 月 日生)

制度を利用できる人

- 制度を利用するお二人が成年に達していること。
 - お二人のうち少なくともどちらかが東大阪市内に住所を有していること。
 - お二人とも現に婚姻をしていないこと。
 - お二人が届出を行う人以外の人とパートナーシップ関係にないこと。
 - お二人が近親者の関係ではないこと。
- ※双方で養子縁組をしている場合は届出できます。



制度を利用するための流れ

(1) 必要書類の提出

届出を行う際に必要な書類を準備し、郵送もしくは持参にて提出して下さい。

〈必要な書類〉

- ① パートナーシップ届出書
 - ② 住民票、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
 - ③ 戸籍全部(個人)事項証明書、独身証明書等、現に婚姻をしていないことを証明する書類
 - ④ 本人確認書類
- ※②・③は3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
※ケースに応じて別途書類の提出を求める場合があります。

(2) 書類の審査

提出された書類の内容を審査し、内容等に不備・不足がなければ届出を受理し、証明カードを発行します。

(3) 証明カードの交付

証明カードが完成しましたら、担当より、お受け取り日時の予約や交付場所についてご連絡いたします。

予約日当日は、本人確認書類をお持ちのうえ、お二人揃ってお越しください。

市民・事業者の皆様へのお願い

パートナーシップ制度は婚姻と異なり、法的な効力(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。

制度の趣旨をご理解いただき、性別等に関わらず全ての人の人権が尊重される社会が実現するよう、ご協力をお願いいたします。

制度に関するお問い合わせ先

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課
〒577-8521

大阪府東大阪市荒本北1-1-1

【TEL】06-4309-3300

【FAX】06-4309-3823

【Eメール】danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp

手続き方法や利用できるサービスなど、制度に関する詳細は市ウェブサイトをご覧ください。



東大阪市パートナーシップ制度